

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。<u>次号において同じ。</u>）に在学する生徒又は学生に係る奨学給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、<u>前条第1項第3号ア</u>に掲げる事務とし、同表の3の項の規則で定める特定個人情報は、<u>同号</u>に規定する生徒又は学生に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。<u>以下同じ。</u>）に在学する生徒又は学生に係る奨学給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p><u>(3) 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生に係る授業料の減免に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、<u>前条第1項第3号及び第4号ア</u>に掲げる事務とし、同表の3の項の規則で定める特定個人情報は、<u>これらの号</u>に規定する生徒又は学生に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。